

次期調布市社会教育計画の策定方針(案)

資料5

令和4年5月10日

1 策定の目的

- (1) 社会教育法第17条の規定に基づく既存計画の取組成果を踏まえるとともに、社会情勢の変化等に対応した社会教育の振興
- (2) 新たな調布市基本構想・基本計画, 新たな調布市教育大綱(第3期)・教育プラン等, 市の各種計画等と整合を図りながら計画的に事業を推進

2 策定の視点

- (1) 法改正等がないことから、社会教育に係る基本的な考え方は変化していないと捉え、既存の計画の体系を維持し、これまでの取組成果を踏まえるとともに、社会情勢の変化等に対応した時点修正
- (2) 新たな調布市基本構想・基本計画, 新たな調布市教育大綱(第3期)・教育プランを踏まえた修正

3 計画期間

○令和5～8年度(4年間)

※新たな基本計画の期間に合わせ4年とし、その後は基本計画及び教育プランへ統合する方向で検討する。
計画期間に、社会情勢の変化などがあり、必要となった場合は状況に応じて計画の見直しや修正を行う。

【参考:これまでの計画期間】 (1)平成17～24年度(8年間)(2)平成25～34年度(10年間)

4 検討体制

- (1) 社会教育委員の会議
○学識経験者, 有識者, 団体推薦等により構成される社会教育委員の会議(既存)にて検討
○6～8回程度開催予定
- (2) 教育委員会
○定例会等において教育委員から意見の聴取, 社会教育計画策定の進捗状況の報告等を経て, 計画を決定
- (3) 市長部局
○総合教育会議等において, 次期基本構想, 基本計画, 教育大綱等と整合
- (4) 社会教育担当部署
○各社会教育担当部署の意見を聴取
- (5) 市民からの意見を聴取
○各社会教育施設利用者の意見聴取(各担当部署による聴取)
○基本構想, 基本計画策定に係る市民参加手続きの活用
○パブリック・コメント

5 スケジュール

R4.5	R4.6	R4.7	R4.8	R4.9	R4.10	R4.11	R4.12	R5.1	R5.2	R5.3
社会教育委員の会議①		社会教育委員の会議②	社会教育委員の会議③	社会教育委員の会議臨時会		社会教育委員の会議④		社会教育委員の会議臨時会	社会教育委員の会議⑤	社会教育委員の会議⑥
各社会教育施設利用者の意見聴取 (各社会教育担当部署による聴取)						パブリック・コメント				策定・パブリック コメント結果公表